

別表第1（第3条関係）

○違反行為に基づく違反点数

違反行為		違反 点数	根拠条文 (屋外広告物条例)
屋外 広告物等	違反広告物等に対する措置命令に違反する行為	5	第41条の2
	禁止物件に屋外広告物等の表示等をする行為	3	第42条第1号
	禁止地域に違反広告物等の表示等をする行為	3	第42条第1号
	規制地域に違反広告物等の表示等をする行為	3	第42条第1号
	許可を受けずに屋外広告物等を変更し、または改造する行為	3	第42条第2号
	除却すべき屋外広告物等を除却しない行為	3	第42条第3号
屋外 広告業	登録を受けないで屋外広告業を営む行為	—	第41条第1号
	不正の手段により登録を受ける行為	—	第41条第2号
	営業停止命令に違反して屋外広告業を営む行為	10	第41条第3号
	業登録事項の変更の届出をせず、又は虚偽の届出をする行為	3	第42条第4号
	業務主任者を選任しない行為	3	第42条第5号
	屋外広告物等に関し、報告、検査を拒む等の行為	2	第43条第1号
	屋外広告業に関し、報告、検査を拒む等の行為	2	第43条第2号
	屋外広告業の廃業等の届出を怠る行為	1	第45条第1号
	営業所に標識を掲げない行為	1	第45条第2号
	営業所に帳簿を備え付けない等の行為	1	第45条第3号
	宮崎県登録業者が宮崎市内で営業する場合に特例業届出を怠る行為	—	第30条の4第5項
	宮崎県登録業者が宮崎市内で営業する場合に特例届出事項変更の届出を怠る行為	1	第30条の4第5項

別表第2

○処分基準

処分の種類	処分の基準	処分の内容
営業の一部停止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 過去5年間に処分歴なし</li> <li>・ 過去5年間の累積違反点数が10点以上</li> </ul>	2月の営業の停止
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 過去5年間に処分歴あり</li> <li>・ 前回の処分以降に累積違反点数が10点以上</li> </ul>	4月の営業の停止
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 過去5年間に処分歴あり</li> <li>・ 過去5年間の累積違反点数が30点以上</li> </ul>	6月の営業の停止
登録の取消し※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 過去5年間の処分歴が2度以上</li> <li>・ 過去5年間の累積違反点数が30点以上</li> </ul>	登録の取消し
	不正に登録をしている登録業者	登録の取消し

※登録の取消しは、条例第27条第1項又は第3項の登録を受けた登録業者が対象

別表第3

○営業の一部停止に係る営業の範囲

営業の一部停止に係る営業の範囲	宮崎市内における屋外広告物の表示又は掲出物件の設置の停止。 ただし、停止命令の到達以前に締結した請負契約に係る工事については、引き続き施工できる。
-----------------	------------------------------------------------------------------------------